

福岡医発第 3259 号（地）

令和 3 年 3 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

アフターケア委託費のオンライン請求開始に伴う
労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

労災レセプト電算処理システムの利用促進につきましては、令和 2 年 8 月 4 日付け福岡医発第 1294 号（地）にてご連絡申し上げているところです。

今般、労災診療費のオンライン請求に加え、アフターケア委託費につきましても、本年 3 月 5 日（金）よりオンライン請求が可能となった旨、別添のとおり福岡労働局より周知依頼がありました。

同年 2 月 12 日（金）時点で労災診療費の請求が可能な労災指定医療機関等においては、アフターケア委託費の請求権限が自動的に付与されるため、特段の申請手続きは不要ですが、「Internet Explorer」を使用している場合は、アフターケア委託費のレセプト送信プログラムを新たにインストールする必要があるとのことです。詳細につきましては、別添をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該取り組みについては、あくまでも当該システム導入を希望する医療機関があれば、手挙げ方式により参加いただくものであり、参加を強制するものではありません。

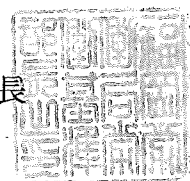
小郡三井医師会より

労災担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

福岡労基発 0304 第 2 号
令和 3 年 3 月 4 日

公益社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡労働局労働基準部長



アフターケア委託費のオンライン請求開始に伴う労災レセプト
電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムの利用促進については、多大な御配慮をいただいておりますことにつきまして、重ねて御礼申し上げます。

本年 3 月より、労災診療費のオンライン請求に加え、アフターケア委託費につきましてもオンライン請求が可能となりました。利便性が一段と向上いたしましたので、本システムのより一層の普及促進に御理解をいただき、貴会会員への周知につきまして、特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



労災レセプトは オンライン請求が便利です

労災保険の労災診療費・労災薬剤費・アフターケア委託費（令和3年3月から）は、オンライン・電子媒体で請求することができます。現在、健康保険のオンライン請求でお使いのレセプトコンピューター（送信用コンピューター）を労災レセプト対応に改修することで利用できます。

※ 改修・導入方法等については、現在お使いのレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

導入のメリット

1 査定結果・理由・支払額が分かります

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの査定結果・理由、支払額を確認することができます。
ダウンロードも可能です。

2 事前にデータの不備をチェックできます

請求前に事前の点検（受付前点検）を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできるので、記入もれや誤りのないレセプトを提出できます。

3 受付時間が延長されます

オンライン請求では、土・日・祝日でも、毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時まで請求することができます。

4 個人情報の流出防止などセキュリティが向上します

紙レセプト搬送時の事故防止など、オンライン請求では安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

5 電子化による点数が算定できます

労災診療費又はアフターケア委託費のレセプト1件当たり、5点の労災電子化加算がされます。

（令和4年3月診療分までの予定です）

（薬剤費レセプトは対象となりません）



オンライン請求開始までの手続き

労災レセプトのオンライン請求は、すでに健康保険でオンライン請求を行っているレセプトコンピューターで行う必要があります。

労働局への届出後、ID・パスワードを取得して、ソフトウェアのインストールなどの設定作業、確認試験を実施し、オンライン請求ができるようになります。

届出書類の提出

都道府県労働局に届出書類を提出

※ 届出書類は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

ID・パスワードの取得

ID・パスワードが記載された「ユーザー設定情報」の取得
(届出書類を提出してから1～2週間程度で郵送)

設定作業・確認試験

レセプトコンピューターに「送信用ソフト」をセットアップして、確認試験を実施

※ 設定作業は、厚生労働省ホームページにある「セットアップマニュアル」をご覧ください。

※ 確認試験は必ず実施してください。

オンライン請求の開始

5～10日にオンライン請求

※ 請求前に送信データにて受付前点検の実施をお願いします。

※ 電子媒体（CDなど）の請求手続きは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- 届出・設定などの詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム

検索

- ご不明な点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-631-660

受付日（毎月）	受付時間	備考
5～7日、11日、12日	8:00～21:00	土、日、祝日も受付
8～10日	8:00～24:00	土、日、祝日も受付
13日～月末	9:00～17:00	平日のみ受付

※ 1～4日9:00～17:00（土日祝日を除く）については、厚生労働省労災保険業務課にお問い合わせください。
電話（代） 03-3920-3311（労災レセプト電算処理システム担当まで）

＜お知らせ＞ アフターケア委託費の電子レセプト請求の開始について

令和3年3月5日（金）からアフターケア委託費の電子レセプト（※1）による請求が可能となります（確認試験機能については、同年2月15日（月）から）。操作方法是厚生労働省ホームページに掲載の「操作マニュアル（労災保険指定医療機関等向け）」をご確認ください。

アフターケア委託費の電子レセプトの請求にあたっては、同年2月12日（金）時点で労災診療費の請求が可能な労災指定医療機関等については、アフターケア委託費の請求権限を自動的に付与するため、特段の申請手続きは不要です。

また、「Internet Explorer」を使用している場合は、アフターケア委託費用のレセプト送信プログラムを新たにインストールする必要があります。インストール手順は、下記厚生労働省ホームページ（※2）に掲載の「【アフターケア】レセプト送信プログラムのインストール」をご確認ください。

※1 電子レセプトで請求ができるレセプトは、「**令和2年12月受診・検診分（令和3年1月請求分）のレセプト**」からとなります。

※2 掲載箇所：ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞労災レセプト電算処理システム＞労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

お
問
い
合
せ
先

労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク

TEL 0120-631-660

受付時間	5～10日	9:00～19:00	土、日、祝日を含む
	11～12日	9:00～17:00	土、日、祝日を含む
	13日～月末	9:00～17:00	平日のみ

厚生労働省労働基準局労災保険業務課

TEL 03-3920-3311（内線 373、323、351）

受付時間 平日：10:00～17:00

※土日祝日、年末年始を除く

